

# 九州ルーテル学院大学学生懲戒規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、九州ルーテル学院大学学則（以下「学則」という。）第52条及び53条並びに九州ルーテル学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条に定める学生に対する懲戒に関し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条第5項の規定に基づき、その手続等必要な事項を定める。

(基本方針)

**第2条** 懲戒は、学生に対する制裁として一定の不利益を課す処分であり、懲戒の対象となる行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行わなければならない。

(懲戒の対象者)

**第3条** 懲戒の対象となる者は、本学の学部又は大学院に所属する学生とする。

2 科目等履修生及び研究生は、この規程に準じて取り扱うものとする。

(懲戒の対象期間)

**第4条** 懲戒の対象となる期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象行為)

**第5条** 学則第52条第1項及び大学院学則第43条第1項に定める懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) 情報倫理及び学問的倫理に反する行為
- (5) 学則等の内部規則に違反する行為
- (6) 他の学生の学修又は本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (7) その他学生としての本分に背く行為又は本学の名誉を汚す行為

(懲戒の種類)

**第6条** 学則第52条第2項及び大学院学則第43条第2項に定める訓告、停学及び退学の懲戒処分は、次項から第4項に定めるところによる。

2 訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒める。

3 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を停止させるものであり、無期停学又は有期停学とし、有期停学の場合の停学期間は1か月以上6か月以下とする。

4 退学は、学生としての身分を剥奪する。

(厳重注意)

**第7条** 学生の行為が懲戒に至らない場合であっても、学生に対して行為の問題性を自覚させ、反省を促す必要があるときは、学長又は学生支援センター長は、口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

(加重処分)

**第8条** 懲戒を課そうとする学生が、過去に懲戒又は嚴重注意を受けている場合は、より重い処分を課することができる。

(自宅待機)

**第9条** 学長は、学生の行為が第5条に定める懲戒の対象となる行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分を課することが確実に見込まれ、当該学生又は他の学生の利益のために必要と判断した場合は、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を申し渡すことができる。

2 自宅待機の期間は、停学の期間に算入することができる。

(懲戒処分前の学籍異動)

**第10条** 学長は、当該学生から懲戒処分の決定前に退学又は休学の願い出があった場合は、原則として受理しないものとする。

(事実関係の調査)

**第11条** 学長は、懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、速やかに当該学生及び関係者に対する事情聴取等の調査を学生支援センター長に指示し、事実関係を確認しなければならない。

2 前項の調査に当たっては、学生支援センター長は、当該学生に対して調査の目的を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、心身の故障、身柄の拘束その他理由により意見陳述ができない場合は、保証人若しくは親族又は代理人(以下「保証人等」という。)による意見陳述又は文書による意見提出の機会を与えるものとする。

3 当該学生及び保証人等が、意見陳述等の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は本学が示した期限までに文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、非違行為が重大な犯罪等であり、かつ、懲戒処分を課することが明白であるなど、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(懲戒の審議手続)

**第12条** 学長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と認められる場合は、懲戒委員会を設置する。

2 懲戒委員会は、学生支援センター長及び教職員のうちから学長が指名する者若干人をもって組織する。

3 懲戒委員会の委員長は、学生支援センター長をもって充てる。

4 学長は、事案の内容に応じて、弁護士等の学外の有識者を委員に加えることができる。

5 懲戒委員会は、前条の調査結果を基に、事実関係の再確認等を行うとともに、懲戒の理由及び内容を審議し懲戒処分案を作成する。

(懲戒の決定)

**第13条** 学長は、前条第5項の懲戒処分案に基づき、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て懲戒を決定する。

- 2 学長は、学生及び保証人等に対して、処分内容及びその理由を記載した書面により通告する。

(公示)

**第14条** 学長は、懲戒処分を行った場合は、被処分者の所属・学年・氏名並びに懲戒の種類及び理由を学内に公示するものとする。ただし、特別の事情があるときは、教授会等の議を経て、その一部又は全部を公示しないことができる。

- 2 公示の期間は、懲戒の発効日を含めて2週間とする。

(停学処分中の指導等)

**第15条** 学生支援センター長は、停学処分中の学生のアドバイザー等と連絡し、当該学生の面談及び教育的指導を随時行うものとする。

- 2 学長は、教育的配慮のため必要がある場合は、他の学生の修学等に悪影響を与えない範囲で、停学中の学生に対して図書館等の施設利用、その他の便宜供与を行うことができる。

(無期停学の解除)

**第16条** 学生支援センター長は、無期停学処分を受けた学生について、反省の程度及び学修意欲等を総合的に勘案し、その解除が妥当と認められる場合は、学長に停学の解除を申し出るものとする。

- 2 学長は、その申し出が適当であると判断した場合は、教授会等の議を経て停学を解除する。
- 3 無期停学の解除は、原則として、停学の期間が6か月を経過した後でなければ行うことができない。

(疑義申立て)

**第17条** 懲戒を課せられた学生は、懲戒の内容に疑義がある場合は、懲戒の発効日から7日以内に疑義申立てを行うことができる。

- 2 疑義申立てを行う学生は、その理由を付した疑義申立書に証拠となる資料を添えて学長に申請しなければならない。

(再審議)

**第18条** 学長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立審査委員会を設置し、再審議を付託する。

- 2 疑義申立審査委員会は、学長が指名する者若干人をもって組織する。この場合において、学長が指名する委員には、懲戒処分案を作成した第12条第2項の懲戒委員会委員（学生支援センター長を除く。）は含めることができない。
- 3 疑義申立審査委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- 4 疑義申立審査委員会は、再審議の結果、懲戒の内容が相当であると判断した場合は疑義申立てを却下する勧告を、懲戒の内容が相当ではないと判断した場合は懲戒の取消し又は変更の勧告を学長に対して行う。
- 5 学長は、前項の勧告に基づき、教授会等の議を経て、疑義申立を行った学生に対して文書によりその旨を通知する。

(懲戒に関する記録)

**第19条** 懲戒処分を行った場合は、学籍簿に記録する。

- 2 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、当該学生に係る成績証明書、その他外部に提出することを目的として発行する文書には、懲戒の有無及び内容について記載しないものとする。

(非公開文書の保管)

**第20条** 懲戒処分及び厳重注意に関わる文書は、学生支援センター長の責任の下に保管する。

(守秘義務)

**第21条** 学生の懲戒に関わった教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(細目)

**第22条** この規程に定めるもののほか、学生に対する懲戒の手續等に関し必要な細目は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。